


所管部課	福祉部 高齢介護課		部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市介護保険生計困難者等に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する訓令について					
			区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始することに伴い、要綱の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第1条（目的）、第4条（対象者）及び別表を総合事業の開始に伴い、規定を改める。</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 介護保険生計困難者等に対する利用者負担額軽減措置事業において、総合事業の適切な事務運営を実施することができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。